

栄養改善事業の国際展開検討チーム報告書 ～これまでの議論のまとめ～

平成 28 年 5 月

栄養改善事業の国際展開検討チーム

目次

- 1 はじめに
- 2 栄養改善事業の国際展開検討チームの活動
- 3 栄養改善事業の国際展開の現状と課題
- 4 栄養改善事業推進プラットフォームの設置等の提案
- 5 今後の方向性と将来の課題
- 6 おわりに

付属資料：

- (別紙1) 栄養改善事業推進の枠組
- (別紙2) 食品関連事業者等が栄養改善の取組を行う際のステップ
- (別紙3) プロジェクト展開が期待される分野
- (参考) 栄養改善事業の国際展開検討チームの概要および構成員一覧

1 はじめに

政府は、2013年に英国政府のイニシアティブで作成された「Global Nutrition for Growth Compact」において、栄養改善に向けた官民連携パートナーシップを先導することを約束し、また同国やブラジルとの間で、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて世界的な栄養改善の取組みを強化することを確認した。我が国はかつての栄養不良の時代を、学校給食や栄養教育などの優れた政策により乗り越えてきた歴史があり、また、近年の過剰栄養からくる生活習慣病対策も含めて、栄養改善に関する知見を官民で持ちつつある。一方で、民間企業の中には、CSR（社会貢献事業）を超えて、当該企業のビジネス展開の候補として、海外における栄養改善事業（栄養を強化等した食品の普及・販売）に取り組むところが出てきている。

こうした状況を受け、2014年7月に閣議決定した健康・医療戦略において、「新興国・途上国を含む各国の栄養改善のため、官民連携を通じた包括的ビジネスを含む事業の国際展開を進める」方針を表明し、栄養改善に資する事業に取り組んできた企業に加え、関係省庁、政府関係機関、市民団体等が参加して、2015年3月に「栄養改善事業の国際展開検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を立ち上げ、1年強にわたって、民間企業による栄養改善事業の国際展開を促進するための方策を検討してきた。本報告書は検討チームの検討内容をとりまとめたものである。

2 栄養改善事業の国際展開検討チームの活動

(1) 会合の開催

検討チームは2015年3月から2016年5月まで8回の会合を開催し、参加各府省、各政府関係機関、民間企業等により、栄養改善事業の国際展開に資する取組について情報共有を行いつつ、今後の課題等について議論が行われた。特にJICAの支援を受けた食品関連事業者の取組として、先行して実施されている企業の取組が紹介された。

これらの国内外の情報共有等を図りつつ、検討チームでは今後設置予定の官民連携プラットフォームの在り方等についても検討を進め、議論を重ねてきた。

	開催日時	議 題
第1回	2015年3月12日	(1) 栄養改善事業の国際展開の検討について (2) 関係府省の取組について
第2回	2015年6月3日	(1) オランダ AIM の調査報告 (2) 関係府省、関係機関からの報告 (3) 今後の検討の方向性について
第3回	2015年7月10日	(1) 栄養改善事業支援プラットフォームについて (2) オリンピックと栄養(リオオリンピックに期待すること)
第4回	2015年9月30日	(1) 平成28年度予算の概算要求について (2) 栄養改善事業支援プラットフォーム準備作業グループの立上げについて (3) 栄養改善事業の事業化に関する企業意見交換会の報告 (4) 企業セミナーのご紹介
第5回	2015年11月18日	(1) SUN Global Gathering 2015 会合報告 (2) 「官民連携を通じた途上国の栄養改善事業支援セミナー」報告 (3) 今後の進め方について
第6回	2016年1月25日	(1) 検討チームへの新規参加者(案)について (2) 平成28年度予算政府案について (3) SUN Business Network Asia Regional Workshop(ジャカルタ)会合報告 (4) 開催予定イベントの紹介 (5) 今後の進め方について
第7回	2016年3月16日	(1) 開催予定イベント等の紹介 (2) 最終報告書案について
第8回	2016年5月20日	(1) 最終報告書案及び新しい枠組の名称について (2) 農水省委託調査の中間報告等の紹介 (3) 今後の予定・イベントの紹介

(2) 海外先進事例の調査とプラットフォーム発足準備作業グループの設置

2015年4月23～24日には内閣官房、外務省、農林水産省、味の素株式会社、大塚製薬株式会社の検討チームメンバーがオランダのAIM（The Amsterdam Initiative against Malnutrition）の取組について現地調査を実施した。

AIMの取組を参考に、日本においても、日本型の官民連携プラットフォームの設置が必要であると判断し、2015年9月30日には、「栄養改善事業支援プラットフォームの発足準備作業グループ」が、一般財団法人食品産業センター（JFIA）と独立行政法人国際協力機構（JICA）により設置された。

(3) 国際会議における情報発信

2015年10月20～22日にイタリア・ミラノで開催されたSUN¹年次会合（Scaling Up Nutrition Global Gathering 2015）に、内閣官房、外務省、農林水産省、JICA、味の素株式会社が参加した。同会議では、各国の栄養改善の取組の進捗報告、効果的な栄養改善の方途及びSUN Movementの成果と課題等につき議論が行われた。日本からは、検討チームで議論を進めていた栄養改善事業支援プラットフォームの検討状況について情報発信を行った。他のドナーからは、詳細が知りたい、連携を模索したいといった反応が寄せられた。

さらに2015年12月3～4日にはインドネシア・ジャカルタで開催されたSUN Business Network Asian Regional Workshopに内閣官房、JICA、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、味の素株式会社が参加し、日本の取組と各国の官民に対する期待を打ち出した。

¹ SUN Movement は、2010年に立ち上げられた、途上国における栄養改善への取組を拡充することに合意した国連機関、政府、市民社会（NGO等）、民間企業などによる自発的な集まり。

3 栄養改善事業の国際展開の現状と課題

(1) 途上国における栄養問題

2015年9月25日に開催された「持続可能な開発サミット」で、国連加盟国は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択した。その中には一連の持続可能な開発目標（SDGs）が含まれ、飢餓のみならず肥満や微量栄養素不足も含む、あらゆる形態の栄養不良を2030年までに撲滅すること等とともに、SDGsの達成のためにパートナーシップを活性化することが謳われている。このような流れを受け、同年11月15日・16日に開催されたG20サミット（トルコ）において、持続可能な開発におけるインクルーシブ・ビジネス²の重要性が示され、政府、開発援助機関及び民間企業等の連携強化が国際的な潮流となっている。

SDGsは、ミレニアム開発目標（MDGs）という2015年までに世界が達成を約束した貧困対策を含む8つの目標を土台としている。MDGsの下で見られた大きな前進は、目標やターゲットが実証した共通目標の意義を示している。しかし、MDGs下で設置された目標がある程度達成したにもかかわらず、すべての人が貧困という尊厳が傷つけられる事態を脱するまでには至っていない。開発途上地域で極度の貧困状態（1日1.25ドル未満で生活）にある人々の割合は1990年の47%から2010年には22%へと低下し、「2015年までに1日1ドル未満で生活する人口の割合を1990年の水準の半数に減少させる」というMDGs目標は達成された。この間、極度の貧困状態で暮らす人々は7億人減少したことになる。しかし、大幅な進展は見られたものの、依然12億人が極度の貧困状態で生活をしている。極度の貧困状態の人々のうち、3分の1がインド、3分の2がインド・中国・ナイジェリア・バングラデシュ・コンゴ民主共和国の5か国に住んでいる。また、世界では5歳未満の7人に1人が低体重であり、4人に1人が発育不全となっている。貧困問題は今後も継続して積極的に取り組む必要がある。SDGsは、MDGsで積み残された目標を達成し、誰も置き去りにしないことを確実にするものである。

(2) 国際的な問題意識の高まり

国際的には、2008年1月にランセット誌が母子栄養シリーズ第1弾を発行し、妊娠から2歳の誕生日までの1000日間の栄養改善の重要性を強調したことが、大きなインパクトを与え、2010年には、SUNが立ち上がり、国際的な栄養改善の取組が一層進め

² インクルーシブ・ビジネスは、「持続可能な開発にとって、経済面、社会面、環境面において特に重要な役割を有」し、「商業的に実現可能な範囲内で、大規模なまたは実現可能な、財、サービス及び生計手段を、「経済ピラミッドの下層部」の人々に対して提供し、供給者、流通業者、小売業者又は顧客として、企業の中核のビジネスのバリューチェーンに組み込む」ことで、「基本的なニーズを満たし、生産性を高め、収入を生み出し、人々の暮らしと幸福を向上させる選択肢と解決策を提供するもの」（インクルーシブ・ビジネスに係るG20リーダーズ・コール）

られることとなった。2012年のロンドン・オリンピック・パラリンピックでは、英国政府及びブラジル政府共催で栄養に関するハイレベルイベントが開催された。また、2013年には、英国政府、ブラジル政府、Children's Investment Fund Foundation (CIFF) との共催で、プレ G8 ハイレベル栄養イベント「成長のための栄養 (Nutrition for Growth: N4G)」が開催された。右イベントでは、日本を含む 90 以上の多様なステークホルダー (政府、民間企業、市民社会) が成果文書「成長のための世界的な栄養コンパクト」(Global Nutrition for Growth Compact) を承認し、その中で、ビジネスセクターによるコミットメントとして、栄養問題への取組を自ら経営慣行の中心に捉えることを目標として掲げた。透明性の確保のため、コミットメントの進捗状況は Global Nutrition Report でモニタリングを行っている。また、2014年11月には FAO 及び WHO の共催により第2回国際栄養会議 (ICN2) が開催された。

さらに2016年には、G7伊勢志摩サミット、TICAD VI、リオ・デ・ジャネイロ・オリンピック・パラリンピックの際の「成長のための栄養 (N4G)」など、食料や健康・保健分野がテーマの一つとして取り上げられる可能性のある会議が立て続けに開催され、国際的に栄養改善の取組が盛り上がるのが想定されるため、この機に民間企業の取組の機運を後押しすることが重要である。

(3) 欧州の先行的な取組

AIM は、2009年にオランダ外務省、大学、企業、NGO等の7つの機関によって BOP (Base of the Economic Pyramid ; 一人当たり年間所得が2002年購買力平価で3,000ドル以下の階層であり、全世界人口の約7割である約40億人が属するとされる。) 層を対象にした栄養改善事業を実施するために設置された官民連携 (PPP ; Public-Private Partnership) 組織である。AIM は GAIN (The Global Alliance for Improved Nutrition) という2002年に栄養改善の取組を行うために国連に設置された国際 NPO により運営されている (予算額 300 万 USD=3.6 億円)。

なお、オランダ AIM は、プロジェクトの案件形成 (NGO、パートナーとのマッチング等含む)、資金支援 (補助率 50%未満)、モニタリング・評価、情報共有、情報発信、プロジェクト実施国政府との調整等の取組を実施している。AIM は3つの段階を踏んで発展していくこととされており、第一段階は、参加企業間で栄養改善事業における優先課題を共有し、バリューチェーン全体を対象とし、ビジネスモデルとそれをサポートする政府の支援が重要となるインキュベーションの段階、第二段階は、強いリーダーシップ、様々なセクターの積極的な参加、事務局のファシリテーションが重要となるパイロットプロジェクトの段階、第三段階はパイロットプロジェクトが栄養改善及びビジネスとしての実行可能性の点で成功と証明されれば、事業拡大を図るという、ロールアウトの段階である。このように長期的な展望を持って組織運営が行われていることは我が国にとっても参考になると思われる。

(4) 我が国における食品関連事業者等の取組

我が国においては、JICA の協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進)、JETRO の BOP/ボリュームゾーン・ビジネス支援サービス等を活用して食品関連事業者が途上国における栄養改善の取組を実施している例がいくつかみられるようになってきている (味の素株式会社、キッコーマン株式会社等)。

過去に実施された JICA 協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進) の事例として、味の素株式会社がガーナで実施した「離乳期栄養強化食品事業化準備調査³」があり、同調査では、乳幼児に不足しがちな栄養素を補う、離乳食用サプリメントを開発し、さらに現地政府のネットワークを活用しながら栄養教育及びマーケティングを実施した。また、2015 年 2 月には、「ガーナ国際見本市」にて、来場者へのインタビューを通じた JETRO の受容性調査を活用し、現地消費者が乳幼児向け栄養強化食品を使用するかをはじめ、開発した商品への関心などを確認するマーケティングを実施した。

また、現在実施中の JICA 協力準備調査の事例としては、キッコーマン株式会社がケニアで実施している「日本の伝統的発酵技術を活用した栄養食品事業準備調査」がある。現地で離乳食及び朝食として供される雑穀粥に注目し、その栄養価及び消化吸収率を向上させると共に、現地で問題となっている砂糖の過剰摂取を改善するため、日本で培われた麹菌を用いた発酵技術の活用を検討している。

2015 年 12 月時点において、JICA 民間連携事業スキームで支援している栄養改善案件 (SUN で定義されている栄養改善直接介入に限る。また支援終了案件含む。) は、13 件ののぼり、加えて、2016 年度に新たに実施予定の案件は 4 件となっている。

しかしながら、我が国の栄養改善事業の国際展開の取組については、まだ緒に付いたばかりであり、栄養改善の取組を実施している食品関連事業者は、数えるほどしか存在しない。またビジネスとして、途上国における栄養改善の取組に関心を向ける食品関連事業者も、まだまだ少ないと考えられる。

(5) 解消・改善すべき課題

我が国の企業のこれまでの知見を生かした栄養改善の取組は、多くの企業が実施する潜在性があると考えられ、前項 (4) にあげたような先進事例に続く、食品関連事業者等が登場するような環境を整備していく必要がある。しかしながら、現状では、以下に述べるような種々の障害や問題点が立ちはだかり、民間事業者の自助努力を待つだけでは、円滑で迅速な推進を期待するのは困難なことが明らかになりつつある。

(a) 現地情報や BOP ビジネスについての認識の不足

³ 案件詳細：http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/BOP/case/ajinomoto.html
報告書：<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12149282.pdf>

栄養改善の取組の重要性や途上国で発生している栄養不良の実情から、欧米の食品関連事業者では、これらの国々での取組を新たなビジネスチャンスとみる企業も増えていくが、日本企業においては、そうした認識が不足しているという評価がある。一方で栄養改善の取組に関心のある食品関連事業者等があっても、何をどう始めたら良いかわからない、どこに相談すればよいかわからないという意見も見られる。

(b) 現地の事業環境の未整備

栄養改善の取組に特化した課題ではないものの、実際にビジネスとして成立させていくためのステップアップの段階で様々な課題（原料調達、製造・加工技術、流通・販売等の問題）が存在する。

(c) 途上国の貧困層にとっては栄養改善が軽視される傾向

国によって事情は異なるものの、貧困層にとっては自分たちの食習慣を変えてまで栄養改善を図るといったインセンティブが低く、栄養改善のアプローチには工夫が必要である。

(d) 官民協調の土台となる枠組の不存在

我が国においても、食品関連事業者等が途上国での栄養改善の取組をより活発に行えるようにしていくためには、オランダの AIM のように栄養改善の取組に関する情報の受発信を行うとともに、官民連携による支援体制の整備や、相談窓口の設置などが求められる。

4 栄養改善事業推進プラットフォームの設置等の提案

以上の現状と課題を踏まえ、検討チームとしては、官民連携により栄養改善の取組を支援する栄養改善事業推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を設置することを提案したい。その設計においてはオランダ AIM の取組を参考にしつつ、我が国の食品産業等の事情を反映したものとすべきであり、具体的には下記の諸点を踏まえたものとするを提言する。プラットフォーム設置後の推進体制については、別紙 1 も参照されたい。

（1）設置の目的と構成員の規範

プラットフォームは、食品関連事業者等が途上国でビジネスとして栄養食品等の販売事業を実施できる環境を整備し、日本企業による栄養改善の取組を産学官の連携により促進することにより、国際的にも優先度の高い課題となっている、下記の諸目標の解決に貢献することを目的とする。

（ア）持続可能な開発目標（SDGs）（低身長、貧血の削減等）

（イ）「最初の 1000 日」（妊娠～2 歳まで）の栄養改善

（ウ）栄養不良の二重負荷、過剰栄養・肥満対策

また、プラットフォーム構成員が、実際に栄養改善の取組を行う際には、少なくとも以下の 4 つの点に配慮して行うことが求められる。

- ① 対象国の栄養改善に資する取組であること
- ② 対象国・地域の食文化・習慣を尊重すること
- ③ 提供する食品について安全・安心なものであることを確保すること
- ④ 持続可能な取組を行うこと

（2）組織の性格・能力・構成員・組織・運営

（a）法人格の有無

本年中に迅速に発足させるため、プラットフォームは当面、法人格を持たない任意団体として設置する。

（b）構成員となる資格・条件

栄養改善事業に関心を有する民間企業・政府関係機関、栄養改善事業にかかる問題に専門性を有する学術研究団体・学識経験者、非政府団体、コンサルタント等が構成員として正式参加する。会費については当面は無料とし、対価を得るにふさわしい業務実施が可能となった段階で、その受益者となる民間企業からの徴収を検討する。

（c）情報管理

個別企業や個別案件に係る機微な情報も、業務に必要な範囲でプラットフォームにおいて取り扱うこととするが、プラットフォームの信頼性の担保のための情報管理のルー

ルについては別に定める。

(d) 内部組織

プラットフォーム内に、コアメンバーと関係府省からなる運営委員会を置き、JICAと食品産業センターを共同議長とする。活動内容に係る意思決定は原則全会一致で行う。また、会計管理をはじめとする事務全般、連絡調整等の庶務は食品産業センターが担当する。

(3) プラットフォームの事業

プラットフォームが取り組む事業は以下のとおりとする。将来的には、別紙2「食品関連事業者等が栄養改善の取組を行う際のステップ」記載のように対応できることが求められる。

① 「栄養改善事業」に関する取組の情報受発信事業

プラットフォームのインターネットサイトを設置し、食品関連事業者等の取組の情報の受発信を行う。

② 国内向けセミナー・広報活動の実施

今後実施を検討している事業者等向けのセミナーの開催、メールマガジンの発行等を行う。

③ 各種イベントでの栄養改善の取組のPR

サミット、TICAD、オリンピック・パラリンピック等の国際的に栄養改善がとりあげられる場においてPR（パネル展示、試作品の試食等）を検討する。

④ 国際機関、国内機関、学術研究機関、NGO、その他の栄養に関する国際的なネットワーク等の取組の把握とプラットフォームの事業内容との調整

これら機関やGAINやSUN等の国際的なネットワークが栄養改善の取組に関連して掲げる目標、取組、ガイドライン等を把握し、プラットフォームの事業内容の整合性を図る（役立つ情報はインターネットサイトにリンクを貼る）。

⑤ 途上国の現地情報調査・情報収集

食品関連事業者等が栄養改善の取組の実実施計画をたてる時に役立つ、各国の政策（食事摂取基準等）、関連制度・規制、食料事情・栄養事情（国民栄養調査、食生活指針等）、日本企業の進出状況、海外企業の栄養改善の取組の有無、NGOの活動状況等の関連情報を把握し、データベース化する。

⑥ 相談窓口の設置

栄養改善の取組を行おうとする、あるいは既に実施している食品関連事業者等の相談窓口を設置する。内容に応じて、専門機関、現地で活動するNGO等に紹介等をする。

⑦ ファンディングの情報の発信

Websiteには栄養改善の取組を行おうとする食品関連事業者等が活用可能なファ

ンドの情報を掲載する。

- ⑧ 関係する国際機関、国内機関、学術研究機関、NGO等との連携
国内外の栄養改善の取組に関連する機関との情報交換等を行う。
- ⑨ プロジェクトの生成
事業者等がプラットフォームに参加するインセンティブとなるような具体的なプロジェクトを生成していく。
- ⑩ プロジェクトの栄養改善効果と説明責任の確保
SDGs や Nutrition for Growth など栄養改善に関連するグローバルな動きとの適合性を高めるためのアドバイス、支援を行う。
- ⑪ プロジェクトの評価とその活用
プラットフォームで取り扱った具体的プロジェクト等の経験と評価から得られる教訓を共有し、後続のプロジェクト等の向上に反映させる。
(例；栄養改善事業の模範例となり民間企業の参入を後押しする可能性のあるプロジェクトとして、例えば、途上国に進出する日本企業等の従業員の栄養改善を図ること、栄養強化米を普及すること、日本向け大豆などを使った現地向け食品開発・販売することなどが想定される。(別紙3「プロジェクト展開が期待される分野」参照)

(4) 公的機関による支援

政府は従来から、海外展開を目指す日本企業への支援を拡充しており、様々な分野で関係府省や政府系機関が、数多くの事業を整備している。これらは栄養改善そのものを主目的とするものでは必ずしもなくても、食品関連事業者等が栄養改善の国際展開を行う際に役立つ情報は活用可能なものとして位置づけていくことも重要である。

一方、農林水産省では、検討チームでの議論も踏まえ、平成28年度から国際連食糧農業機関（FAO）への拠出により、アフリカ・アジアの食品関連事業者等への栄養改善に関するセミナー等を開催することとしており、我が国食品関連事業者等の活動に役立つことが期待される。

また、食品関連事業者等が実際に栄養改善の国際展開を途上国で実施しようとする際には、当該国の政府や国際機関等の理解を求め、連携することが事業を実施する上で重要となる。そうした際は各国大使館、JICA、JETRO などが必要な機関を紹介したり、現地情報を提供したりすることなども有益である。

食品や栄養にかかる対象国の制度や組織、人材を含む能力が不十分で、改善すれば栄養の向上につながると見込まれる場合には、政府開発援助のスキームを活用し、能力構築の技術協力をを行う。

(a) JICA

JICA は保健、水・衛生、教育、農業といった様々な分野・切り口で栄養改善に関わ

る体制を構築中であり、JICA の持つ①フィールドの強み、②ネットワークの強み、③専門人材、④総合力と公的援助機関の強みを活用して、以下の考え方で協力する方針。

(ア) 海外約 100 ヶ所（主に途上国⁴）・国内 14 ヶ所の拠点を活用し、活動分野の情報提供、事業実施を通じた経験・ノウハウの紹介等を行う。

(イ) 50 年以上の協力で培われた現地の政府・産業界・NGO 等、多様な関係機関との「人的ネットワーク⁵」と「信頼関係」を活用する。

(ウ) 途上国事業に精通した職員や外部専門家の「専門人材⁶」を活用する。

(エ) 資金協力、技術協力、人材育成等多様なメニューの活用を検討。また公的援助機関として、事業環境整備のため途上国政府への政策・制度面の働きかけも検討。

(オ) 民間企業が活用可能な具体的な JICA 事業スキームは以下のものが考えられる。

- 協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）
- 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業
- 協力準備調査（PPP インフラ事業）
- 海外投融資
- 中小企業海外展開支援事業－基礎調査－
- 中小企業海外展開支援事業－案件化調査－
- 中小企業海外展開支援事業－普及・実証事業－
- 民間連携ボランティア制度
- PARTNER－国際協力キャリア総合情報サイト－
- アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）「修士課程およびインターンシップ」プログラム
- 草の根技術協力事業（地域提案型）

(b) JETRO

JETRO が持つ各種海外展開支援サービスの中でも、BOP/ボリュームゾーン・ビジネス支援サービスは、東アフリカや南西アジアなどに配置している現地事情に精通するコーディネーターによる現地情報の収集やビジネスアイデアの検証からビジネスの具体化に向けたパートナー発掘まで一貫した支援を行っている。また、各国 74 か所の JETRO 事務所における現地進出企業向けの支援や、現地政府や投資誘致機関等との連

⁴ アフリカに 26 か所の拠点、アジアもミャンマー等アセアン加盟 9 ヶ国を含む 22 ヶ所に拠点を有している。

⁵ たとえば研修員受入事業では、政府・公共団体関係者を中心に NGO 関係者を含め、全分野合計で毎年約 1 万人の研修員（2014 年度は 2 万人以上）を日本へ受け入れている。栄養関係分野では、2015 年度実施の「母子栄養改善」コースで試行的に途上国からの研修員と本邦企業のマッチングのセッションを設けたが、今後より内容を充実させていく方針。

⁶ 2014 年度は、全分野合計で新規に 9 千人以上の専門家、1 千人以上の青年海外協力隊等（累計 413 名の栄養士を含む）を派遣。栄養分野では、既存の人材の活用だけでなく、将来にわたり国際協力の現場での活躍が期待される本邦栄養人材の育成、キャリアパス形成支援にも取り組んでいる。具体的には、能力強化研修「栄養改善人材養成」の実施や、海外長期研修において「国際栄養」を募集対象分野に設定している。

携を通じたビジネス環境に関する情報収集・提供や規制改善の要請、アジア経済研究所における新興国・開発途上地域に関する基礎的かつ総合的な調査研究等を行っている。さらに、JETROでは、農林水産品・食品の輸出促進に向けた取組として、輸出入門セミナー等を通じた日本企業への海外情報の提供、個別相談等を行っているほか、現地での商流構築支援に向け、海外見本市への出展支援、海外マーケティングのための試験販売やプロモーション等の支援を行っており、こうした取組を通じて、途上国における栄養改善に向けた日本企業との知見の提供やビジネス交流等を進めることが可能である。

(c) 医薬基盤・健康・栄養研究所

国際産学連携センターを中心に、これまで培った国際的な学術的ネットワークをもとにアジア等の途上国を対象とするサーベイランスシステムを構築し、途上国における栄養改善に資する食品関連事業者の取組を支援する情報提供が可能である。その一環として当研究所において途上国の栄養関連の研究者、行政官を招いてシンポジウムを開催するとともに⁷、当研究所から途上国に専門家を派遣している。

これらの公的機関がプラットフォームによる活動を通じて連携し、食品関連事業者等が栄養改善の国際展開を行うことを支援していくことが有益である。

(5) 非営利民間セクターとの協調・連携

日本国内には、政府や公的機関以外にも、途上国の栄養改善に資する取組を国内外で行っている非営利の民間組織が多数存在している。プラットフォーム参加企業が栄養改善事業を推進するにあたり、これらの団体が保有する情報や知見を活用し、あるいはこれら団体の活動と協調することによって、より効果的な事業を実施出来る可能性が考えられる。

プラットフォームでは、参加企業のニーズに応じ、または具体的なプロジェクトの推進にあたって、これら民間組織の紹介や参加を進めていく。このような協働が考えられる取組として、以下のような例がある。

(a) 学術研究団体など

学会、職能団体、大学や研究所などの学術研究団体は、専門的知見や国内外での実施経験の紹介、多様なネットワークの提供、栄養に関する人材の活用などの協力が可能。

たとえば日本栄養改善学会は、会員である日本全国の大学教員や民間企業の研究者、病院・学校・行政機関等の栄養改善業務担当者など多様な栄養改善の専門家約 6000 人を有し、プラットフォームの取組みに、次のような協力を行う

- ・日本の学校給食システムの紹介、アジアを中心に途上国での学校給食ニーズの研究の

⁷ たとえば、平成 28 年 3 月には学童の肥満の対策に関して第 7 回アジア栄養ネットワークシンポジウムを開催し、アジアおよび太平洋の国々の施策に関して情報提供を行った。

活用。

- ・栄養改善効果の評価、食品開発、給食（学校、事業所、病院等）、食育や栄養教育、栄養政策、その他栄養改善に精通した専門家による、技術的支援と現地人材の育成
- ・アジア、アフリカ等の現地の栄養関連情報提供や技術支援
- ・日本の国際栄養関連人材育成

（b）非政府組織（NGO）

我が国においても多数のNGOが各地で保健、農業、水、教育、経済開発などマルチセクターから栄養改善に向けた支援を実施している⁸。地域行政や関係機関とも協力し、住民参加型で持続的な活動を目指しており、こうした経験を生かして、プラットフォームでの取り組みに次のような協力を行うことが可能である。

- （ア）45か国に及ぶ栄養不良を課題とする支援国の地域レベルの情報提供
- （イ）地域の行政やコミュニティとのネットワークの提供
- （ウ）栄養改善の支援経験から、食文化や習慣を尊重し栄養改善に資する取組の提案
- （エ）NGOの様々な活動を通じた栄養改善の教育や普及活動の実施協力
- （オ）持続可能な取組を行うための提案
- （カ）取組実施に向けた調査、モニタリング、評価への協力
- （キ）栄養改善の取組の説明責任への協力
- （ク）NGOが進める栄養改善のための国際官民連携プラットフォーム⁹からの情報提供

（6）栄養改善の国際展開推進作業部会の設置

プラットフォームの発足にともなって本検討チームは役目を終えることになるが、引き続き政府として栄養改善事業への支援を検討する枠組として、健康・医療戦略推進会議－医療国際展開タスクフォースのもとに新たに作業部会を設置し、内閣官房健康・医療戦略室、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省他関係府省で構成する。

本作業部会は、プラットフォーム運営委員会等と足並みを揃えつつ年数回程度の頻度で会合を開催し、プラットフォーム構成員が希望する場合にはオブザーバーとして出席できる。この作業部会は、政府レベルでの栄養改善の国際展開の取組を推進していくとともに、プラットフォームからの要望に基づきその活動を支援する。

⁸ 2014年に実施したNGOの栄養調査では44団体が45か国で栄養改善に関する活動を行っている。

⁹ 国際官民連携プラットフォームはNGOが媒体となり、国連機関、国内機関、企業、学術研究機関、NGO等が栄養改善のために情報交換、協働を行うネットワークである。

5 将来の課題

プラットフォーム発足時にすぐに取り組むことは難しい中長期的課題について、以下に整理をしておくこととする。今後、必要に応じて、以下の取組についても検討を行うことが期待される。

- ① 栄養改善事業ガイドラインとこれに準拠する製品等に表示するロゴマーク等の作成
- ② 食品関連事業者が開発した商品の栄養改善効果測定方法の標準化
- ③ 商品の分析機関の紹介
- ④ 管理栄養士等の人材の活用、国際栄養人材育成 等
- ⑤ 活用可能な外部資金の紹介・斡旋、プラットフォームによるファンディングの実施
- ⑥ 国際的な栄養改善の取組に対する評価の国際標準化
- ⑦ 国連機関、国内機関、学術研究機関、NGOの栄養改善への取組、ガイドライン等の整理

6 おわりに

途上国向け栄養改善事業は、対象国・地域の底辺層市民の食事と健康に直結することもあり、食品に関わる規制などクリアしなければならない種々の課題も多く、息の長い取り組みが求められる課題である。その推進のためには、民間企業の努力に期待するだけでなく、官としても可能な取り組みを強化していくことが求められる。

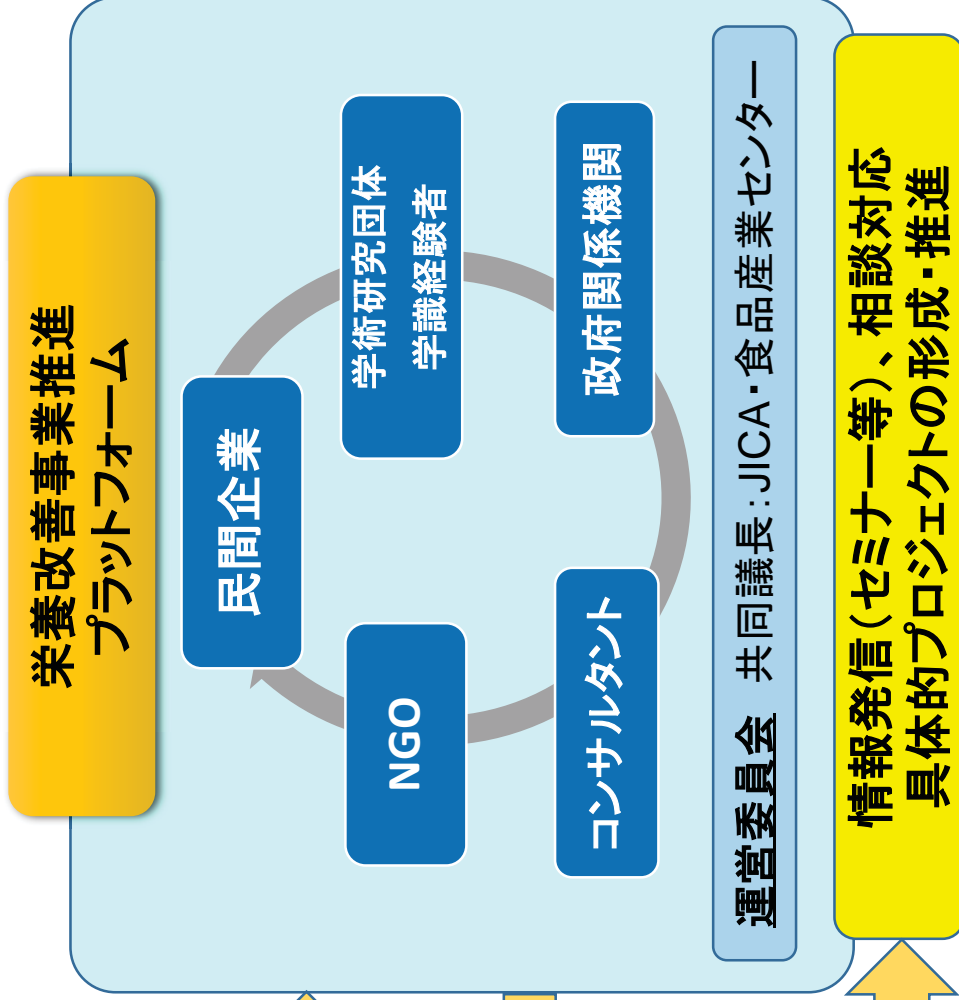
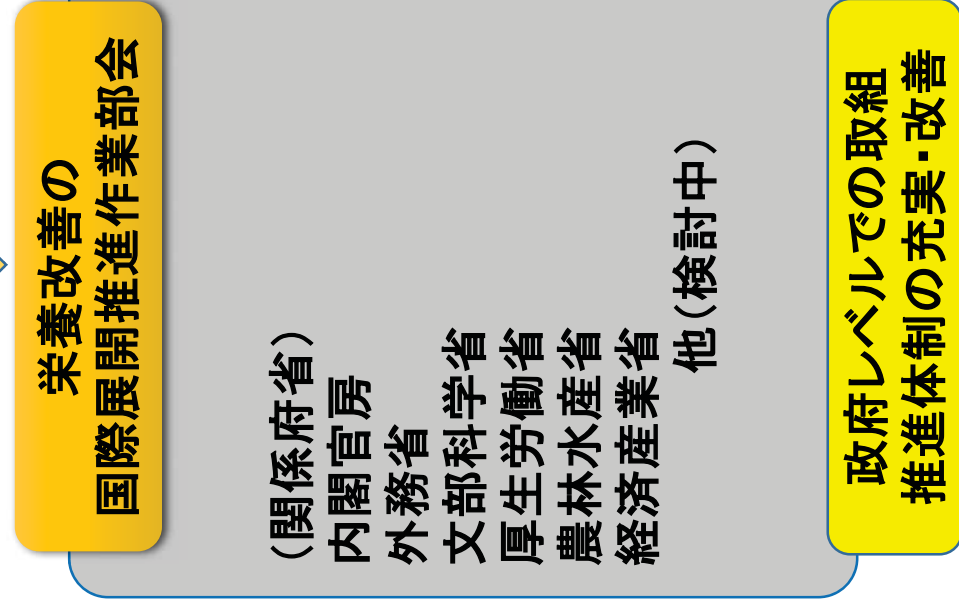
海外のみならず国内の各界でも栄養改善事業の重要性が注目を集めつつある中、本報告書で提言した新しいイニシアティブの発足によって、我が国企業による栄養改善の取組がさらに活発化し、地球上で栄養の問題で困難な状況に直面する子どもや大人を一人でも減らすことを期待したい。同時に、この仕組みは完成形ではなく、より効果的な仕組みに改善していく不断の努力が必要である点も指摘される。

検討チームとしては、これら一連の取り組みにより、日本の食品関連事業者が世界各地に進出し、その製品・サービスが途上国の国民に喜ばれ、その栄養状態の改善につながることを願う。

(別紙1) 栄養改善事業推進の枠組

健康・医療戦略推進会議／
医療国際展開タスクフォース

官民連携での栄養改善事業推進の枠組み



活動支援・
運営委員会
参加

活動報告・
政府への
要望と提案

共同歩調

(別紙2) 食品関連事業者等が栄養改善の取組を行う際のステップ(イメージ)

食品事業者等

【プロジェクトの社内検討】

- ・実施企業は、社内で検討チームを設置し、どのようなプロジェクトが実施可能かを検討

【相談】

- ・実施企業は、現地情報、既存の企業の取組状況、パートナー企業、NGOの存在などについて相談

【プロジェクト実施国の検討】

- ・実施企業は、どの国で実施するか検討

【公的支援スキームの申請】

- ・実施企業は、事業推進に有用な支援スキームを申請

【FS】

- ・実施企業は、対象地域でのパートナー企業、NGO、研究機関と連携し、プロトタイプの試験的な配布、効果測定を実施
- ・事業実施途中で、トラブル等あれば、大使館、JICA、JETRO等の機関に相談

【事業スタート】

プラットフォーム

【情報発信】

- ・企業の取組事例の紹介
- ・各国での国際機関・国内機関・NGO等の栄養改善支援情報の提供
- ・各国の食料・栄養事情等の提供

【相談対応】

- ・実施企業から相談受付

【PFでの案件形成会議】

- ・PF内で実施企業へのサポート方法・体制について決定
- ・グローバルな動きとの適合性の確保

【実施企業への支援】

- ・PFは、実施企業が必要としている情報を持つ関係機関・企業・学術研究機関・NGO等の窓口を紹介
- ・JICAのBOP FSを始め利用可能なスキーム等を紹介
- ・コンソーシアムを組んだ取組が適当な場合は、パートナー企業・NGOの紹介なども実施

【フォロー】

- ・PFは、実施企業に対し事業実施に際して、連携、協力を依頼する各種機関(効果測定を実施する研究機関を含む)を紹介、事業進捗状況のフォロー

【事業化支援】

- ・実施企業はFSが終了した後、事業化するか否かを判断し、事業化するとすれば、次の活用できる支援ツールをPFから情報提供を受ける。

(別紙3) プロジェクト展開が期待される分野

(注) 本表は、栄養改善事業への参入を検討する食品関連事業者等の検討の参考となるよう、検討チームで提起された内容を整理したもので、網羅的でないことに注意が必要。本資料はプラットフォームあるいは参加団体の今後の行動を限定するものではなく、また案件としての実現可能性や成熟度は様々であり、かつプラットフォームあるいは参加団体の関与や責任を約束するものではない点に注意が必要。

対象者	プログラム	製品開発・生産	流通・販売	体制整備	栄養教育・行動変容
「最初の1000日」	学校給食 職場の栄養改善	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児向け栄養補助食品 ・妊産婦向け栄養補助食品 ・幼児用飲料 	<ul style="list-style-type: none"> ・コールドチェーンの確立 ・収穫後(貯蔵、加工、流通、販売)のフードロスの削減 ・電子線照射による殺菌サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 給食、ケータリングシステムへの構築(施設建設・整備、管理・調理指導、献立・レシピ作成) 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教育ツール(世代別教材、映像コンテンツ)の開発 ・不織布普及等による農産生産性向上
		<ul style="list-style-type: none"> ・米・穀類、野菜、大豆、サツマイモ、きのこ類等の栽培技術の向上 ・微量栄養素の強化(米・調味料等) ・緑黄色野菜・水産物等の加工技術の開発 ・大豆・米粉・ソルガム等を利用した栄養補助食品 ・レトルト食品など高機能で安価なパッケージの開発 			
一般BOP層	治療用食品	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養治療食の開発(イオン飲料、Elemental Diet、RUTF、調製粉乳、経口補水液等) ・高機能の栄養強化食品の開発(発酵技術や特定の栄養素を多く含んだ食材の活用) 			
	栄養不良の二重負荷下での肥満・栄養過多				

(参考)

栄養改善事業の国際展開検討チームの設置について

平成 27 年 3 月

平成 28 年 4 月別紙改訂

内閣官房健康・医療戦略室

1. 日本政府は、平成 25 年 6 月国際コンパクト「Global Nutrition for Growth Compact」の中で、栄養改善に向けた官民連携パートナーシップを先導することを約束した。また、平成 26 年 5 月の日英共同声明及び 8 月の日伯共同声明では、平成 32（2020）年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、世界的な栄養改善の取組みを強化することについて確認した。

これらを受け、健康・医療戦略（平成 26 年 7 月 22 日閣議決定）において、健康・医療に関する国際展開の推進として、「新興国・途上国を含む各国の栄養改善のため、官民連携を通じた包括的（インクルーシブ）ビジネスを含む事業の国際展開を進める」としたところである。

日本は、学校給食や栄養教育などの優れた栄養政策により栄養不良の時代を乗り越え、その後の過剰栄養による肥満についても、他国と比べて制御されており、世界に誇れる栄養改善に関する官民の知見を有している。

官民連携を通じた栄養改善事業の国際展開を進めることは、日本の食品産業や農業及び物流等のフードバリューチェーンの国際展開に加え、日本の医療の国際展開にもつながり、日本の成長戦略に資するだけでなく、世界の栄養不良対策に資する日本の包括的な国際援助のアプローチとして大きな意義がある。

日本政府としても、平成 26 年に英国の呼びかけで始まった、平成 32（2020）年に向けた栄養改善の国際的な潮流を捉え、栄養改善の取組を実施・強化する必要がある。

このため、①栄養改善事業の国際展開に向けて、企業の個別案件の形成方法や国の支援策の検討、②栄養改善に資する各省関連施策の連携、③日本の栄養政策における知見の発信と国際貢献を実施するための検討チームを医療国際展開タスクフォースの下に設置する。

2. 検討チームの構成員は、別紙のとおりとする。議長は、必要があると認めるときは、関係府省庁、企業及びその他関係者の出席を求めることができる。

3. 会議の庶務は、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。

4. 当面のスケジュール

平成 27 年 3 月に第 1 回会合を開催

栄養改善事業の国際展開検討チーム構成員

議長	飯田 内閣官房健康・医療戦略室次長
議長代行	丸山 農林水産省大臣官房審議官兼食料産業局審議官
構成員	大鶴 外務省経済局政策課長
	日下 外務省国際協力局国際保健政策室長
	勝又 文部科学省スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課長
	正林 厚生労働省健康局健康課長
	岡田 経済産業省貿易経済協力局通商金融・経済協力課長
	石井 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ビジネス展開支援部 総括審議役
	花澤 一般財団法人食品産業センター 専務理事
	渡部 独立行政法人国際協力機構（JICA）人間開発部 次長
	西 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国際産学連携 センター長
	取出 味の素株式会社研究開発企画部専任部長（国際栄養）
	井上 大塚製薬株式会社業務部国際部長
	坂本 カゴメ株式会社アジア事業カンパニー企画調整室課長
	前田 キッコーマン食品株式会社商品開発本部しょうゆ開発部主査
	山下 キューピー株式会社海外本部新規事業開発部加工食品担当課長
	小林 日清食品ホールディングス株式会社経営戦略本部事業開発チーム次長
	安部 株式会社明治生産本部技術一部 執行役員部長
	小津 株式会社サカタのタネ経営企画室次長
	小林 不二製油グループ本社取締役常務執行役員
	村山 日本栄養改善学会 国際活動推進委員長（新潟県立大学教授）
	柴田 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン支援事業部 アドボカシー・チーム シニア・アドバイザー/チームリーダー